

令和7年

議会運営委員会記録

令和7年9月26日

和光市議会

議会運営委員会記録

◇開会日時 令和7年9月26日（金曜日）

午前 9時30分 開会 午前11時38分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	吉田武司	議員	副委員長	伊藤妙子	議員
委員	菅原満	議員	委員	鎌田泰春	議員
議長	小嶋智子	議員	副議長	待鳥美光	議員
委員外議員	赤松祐造	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議事課長	工藤宏	議事課長補佐	平川一朗
主任	小林巖		

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて

議会改革について

特定事件9 その他議会運営に関することについて

議会報告会について

その他の議長の宗教行事への公務参加について

描写語の処理について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は、委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会について、その他として、議長の宗教行事への公務参加について、描写語の処理についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付しておりますとおりです。

初めに、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

7月9日の議会運営委員会において、意見交換会のテーマは、総務環境、文教厚生の各常任委員会から1つずつ出すことを決め、両委員長に一任することとしました。

その結果、総務環境常任委員会委員長からは、「住みよいまちづくり、公共交通」、文教厚生常任委員会委員長からは、「誰もが動いて学んで心もカラダも元気に」をテーマとすると報告を受けております。

これらを意見交換会のテーマとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、テーマについてはそのように決しました。

次に、開催要領についてです。

お手元に意見交換会のテーマ等を記載した開催要領（案）を配付しておりますので、事務局から説明願います。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 それでは、お手元に配付しております和光市議会報告会開催要領（案）を御覧ください。

この開催要領（案）につきましては、8月21日に配付した要領案から一部変更しましたので、本日は変更した部分について説明いたします。

まず、1ページ目の2の内容（2）市民との意見交換会のテーマについてでございますが、ただいまの決定したテーマを記載しております。

続きまして、2ページ目の5、次第、（4）意見交換会のテーマにつきましても、ただいま決定しましたテーマを記載しております。

続きまして、3ページの7、役割分担の（4）議長、議会運営委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、各分科会長以外の役割についてでございますが、事務局で案を作成いたしまし

たので、案の説明をさせていただければと思います。

まず、ポスター作成担当として内山議員、議会報告のアの受付案内担当として、赤松議員、松永議員、齋藤議員、渡邊議員。今回、新たな役割としてイの会場案内担当を追加し、片山議員、伊藤議員、待鳥議員、吉田活世議員を担当とさせていただいております。こちらにつきましては、前回の報告会の反省点として、緑風会からいただいた序舎内や議会棟のエレベーターのところに案内係がいたほうがよいとの御意見を踏まえ、配置をさせていただいております。

次に、ウの写真担当として萩原議員、内田議員しております。前回の要領案には写真・録画としておりましたが、今回の要領（案）には、録画を削除しております。

次に、意見交換会についてでございますが、こちら見え消しになっておりますが、意見交換会の会場案内は削除させていただきまして、アとして記録・メモ担当として、岩澤議員、片山議員、伊藤議員、待鳥議員、4ページのイ、写真担当として、議会報告と同じ萩原議員、内田議員、ウのタイムキーパーとして、内山議員、吉田活世議員しております。

ただいま申し上げた役割分担につきましては、あくまで事務局で作成した案でございますので、この後の協議で決定していただけたらと考えております。説明は以上です。

○吉田武司委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見等ありましたらお願いをいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議会報告の5番の次第、（3）で、予算決算常任委員会委員長が総括的な決算について5分という形で、その後それぞれ分科会長から15分ずつお話いただくということだと思うんですけども、これについては資料とかをこちらで用意するという理解でよろしいのか、それとも何かどういった形がよいのか、御意見いただければ。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 こちらにつきましては前回の報告会においても、各委員長、分科会長のほうで資料を作成していただいていると認識しておりますので、同様な形なのかなというふうに思っております。

○吉田武司委員長 この作成については委員長が5分以内でまとめていただいて、前回は菅原委員が何か少し資料みたいなものを作ってもらったのかなと記憶しているんですけども、いかがでしたか。

菅原委員。

○菅原満委員 毎回、資料作成は委員長のほうが責任を持って作成してきております。これは報告会ではずっとそういう形式で作ってきております。あるいは、またそれ以前は議長のほうで責任を持って作ったりしています。

○吉田武司委員長 ですので、鎌田委員におかれましては、資料作成のほうも一緒にお願いをしたいと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 そこで総務環境常任委員会のほうの意見交換会で、「住みよいまちづくり、公共交通」としてありますけれども、まちづくり全般ということで、その事例として公共交通、あと当日ですけれども、身近で抱えている区画整理の話ですとか、それぞれ出していただければということで、まちづくりだけだと広がってしまいますので、そういうふうな意図で委員会のほうで確認させていただいておりますので、御了承よろしくお願ひします。

○吉田武司委員長 これ資料は参加者全員に配っていましたよね。報告会資料は全員に配っていただきいて、ただ、それを何枚ぐらいにするか。委員会が3つあるので、あんまり枚数が多いと。

菅原委員。

○菅原満委員 前回等の例を見ると、大体5ページ、前段の採決結果を含めて5ページないし6ページで、字数も大体13ポイントぐらい、大きめで見やすくということで作っています。大体、過去の例だと10分ぐらいで終わっているのかなという気もいたします。早口でなくゆっくり読むので、大体10分から15分という感じだったと記憶しております。

○吉田武司委員長 枚数については、それ両面ですよね。

菅原委員。

○菅原満委員 両面というか、要はページ数として五、六ページぐらいというふうに記憶しております。

○吉田武司委員長 各委員長におかれましては、五、六ページでまとめてもらえばと思いますのでよろしくお願ひします。

あと、意見交換会についてなんですか。この進行については各常任委員会委員長にお任せすることによろしいですか。ここには載っていないみたいなんですか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 すみません、こちらには載っていないのですが、例年ですと各常任委員会の委員長に進行していただいているような状況となっています。

○吉田武司委員長 では、ここについても各常任委員長に議事の進行をお願いするということによろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたします。

あと、タイムキーパーについては、時間は自身の携帯か何かでやって何分というふうに、前回はちょっと何分でしたっけ、鎌田委員にやっていただいたと思うんですけども。

2分だったような気がするんですけども、今回もタイムキーパーの方には2分でセットしていただき、2分で音が鳴るようにするということでよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのようにいたします。

ここで、委員外議員から発言を求められていますので、出席を許可します。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 2点なんですけれども、先ほど決まったとおっしゃったんですけれども、総務環境のテーマ、「住みよいまちづくり、公共交通」で打ち切ったら、公共交通だけがとんがって見えて、循環バスの人たちがいっぱい来てしまって広がらないと思う。その後ろになどとか何か書いておかないと。住みよいまちづくりであるけれども、公共交通のほうが初めてぱっと見た途端に循環バスのことと思ってしまいますよね。だから、などとか何か足してくれればいいんですけども、もうできてしまったら仕方ないです。

あと、アンケートのところで受付案内が私になっているんですけれども、アンケート、これは新たに何か変えるわけですか。アンケート満足度をチェックすると。松永議員か齋藤議員に頼もうと思っているんですけども。

○吉田武司委員長 1点目のテーマについては、まちづくりを幅広くテーマしたいということで、あと今の公共交通というところなんですけれども、自動運転を含めてというテーマがあったんですが、前回も自動運転、公共交通というところに絞ってやったということで、今回は大きくまちづくり、住みよいまちづくりというテーマを追加して、そういうテーマにさせていただきました。

2点目のアンケートについてなんですけれども、これは受付案内の4名の方でアンケートを作っていただく。今までと同じではなくても、今回の方たちで新しいアンケートを、こういうところを入れてほしい、入れたらどうだとかいうのを検討して作っていただくということになっていますので、いいアンケート用紙を作っていただくことを期待しております。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 アンケート（満足度）と書いているからいろいろ聞いて、右のほうに満足度5、4、3、2、1か分かんない、A、B、Cか分からないけれども、そこに丸するような感じのものをイメージしていいんですかね。

○吉田武司委員長 それはアンケートをこの4人の方で作るときに話して、いいものにしていただければと思います。

赤松議員に対して、補足説明等ありましたらお願いいいたします。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 前回の受付の責任者だったので、アンケートはこれまでずっとやってきたものがあって、前回の原稿データをもらって、それに対してこの4人で、これは要らないのではないかとか、これは追加するのではないかとか、そういう希望を取って、それで若干追加をして作ったという形です。もちろん全部更新、新しくしてもらって構わないとは思うんですけども。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 では、それ見せてもらって、いいところはそれ取り上げて、プラスするところがあればプラスすればいいという感じでいいですね。

あともう一点、用語解説ですけれども、過去のもあると思うんですが、委員長報告の中で難しい言葉がもあるんだったら、それを書いたものを、用語解説を作つておけばいいから、それをもらえればそこに付け足します。アンケートの下に1枚にまとめてもいいですかね。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 たしか用語解説は毎回事務局のほうで、手伝ってもらって作つてるので、御覧になっているのかなというふうにも思いますので、もし付け加えるものがあればまた作成して、事務局のほうで、それぞれの会長が調整するということになるのかなと思います。

もう一点、公共交通で確かにまちづくり、公共交通だと公共交通だけということで、ほかは言えないのかとなるので、入れるとすれば、平仮名のなどを入れたらということで、括弧して公共交通などってすると、まちづくりで公共交通となるかもしれませんので、赤松議員も総務で一緒に協議したと思いますので、もし入れていただけるならば平仮名でなどということで入れてもらえばと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も厳密に言いますと、このポスターの中に、住みよいまちづくりの後、括弧、公共交通など、括弧閉じるがイメージ的に合つているかなというふうに思います。住みよいまちづくりの後に、括弧、公共交通など、括弧閉じるというふうにしていただくと、雰囲気的にはマッチしているのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、菅原委員、伊藤委員から提案がありました。

かぎ括弧で住みよいまちづくり、点、公共交通、かぎ括弧閉じになつていますけれども、公共交通のところに、住みよいまちづくり、点を削除して、括弧、公共交通など、括弧閉じにしたほうが分かりやすいということなんですけれども、そのように変更をしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

よろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのように変更いたしますので、事務局のほうではこの要領案についてと、あとポスター担当の内山議員にも、その辺を訂正していただくようにお伝えいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、開催要領について、この内容で確定してよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議ありませんのでこのように変更し、決定版といたします。

次に、ポスターについてです。

担当の内山議員が作成されたポスターの案を資料として配付しておりますので、御確認ください。

こちらの内容でよろしいでしょうか。

テーマのところは先ほど申しました変更になります。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 確認なんですけれども、お子様と一緒に参加できますというふうにうたっているので、もしお子様を連れてきた場合は、隨時誰について、ちょっと見たりするということもあり得るのかなと思うんですけれども、そういう対応でいいんでしょうか。特に、保育スペースみたいなのまでつくるような予定はしていませんよね。隨時対応するという形で大丈夫ですかね。

○吉田武司委員長 このことについては、お子様と一緒に来ていただいて、その意見交換会に一緒に席に座れる、保育とかそういうのはやらないということの意味で、お子さんと一緒に参加できますよということで、以前からこのポスターに入れたのかなと思います。かなり前には、事前に申込みというのがあって、1回保育を頼んで開催したときもありましたよね。今回は意見交換会に一緒に入っていただいてもいいということになっていたかなと思うんですけれども、そのようなことでよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

今回のこのポスターのお子様と一緒に参加できますというところは、お子様も一緒に意見交換会の場に入れるということにしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議がありませんので、案のとおり決定いたしました。

テーマのところの住みよいまちづくりのところだけは変更になりますけれども、その部分を変更して決定版といたします。

配布用のポスターについては、準備ができましたら事務局からメールで連絡させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

開催日時が11月7日なので10月8日から、1か月前から掲示できるということで、事務局から連絡いたしますのでそれまでには準備をよろしくお願ひいたします。

議会報告会については以上です。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。

今後の日程について、8月21日の議会運営委員会で継続して協議するものの優先順位について、各会派に持ち帰っての検討を依頼しておりました。

本日は、各会派から出されたものについて協議したいと思います。

休憩します。（午前 9時58分 休憩）

再開します。（午前10時04分 再開）

それでは、皆さん、各会派から出していただいた順番がありますので、1つずついきたいと思います。

まず、新しい風・希望から出されたところで議員間討議、議員のハラスメント防止と順番にあるんですけども、ほかのところも結構皆さん重なっているところが多いと思いますので、優先順位を決めていければと思います。

各会派から出されているので、それに基づいて話していただければと思いますけれども、1番目として16日に開催するに当たって、取りあえずは4項目は最低必要だと思うんですけれども、一番最初に優先順位として取り組んでいくところとしたいと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 新しい風・希望からは、表の左にある協議順番というのが協議していく順番でいかがでしょうかということで提案させていただいております。右の数字ナンバーというのは、従来の議会改革でやってきた番号になります。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、協議の順番として8項目を出させていただきました。あとまだほかに協議していないところも協議をするということでありますけれども、取りあえずこの8項目は優先順位として先に進めていければということで、この8項目を提出させていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、2枚にわたって全部1番から順番につけたんですけども、ちょっと今見ますと、一番最初に出した議案審査は新しい風にも緑風会にも入っていないので、1番目のこの20の議案審査、やさしい未来へ歩む会から当初出されていた、執行部と必要があれば当事者の意見を聞く機会を設けるなど十分な審査を行うというのが、まず1番にちょっと出していたんですけども、これ見当たらないので、これは何か外したんでしたっけ。すみません、そこの確認からになってしまふんですけども。

その後の11、14、28は新しい風のほうでも上位のほうに上げていますし、ちょっとこの辺は早期でいいのかなと思ったんですけども、議員のハラスメント防止とか、あと新しい風から出された14、陳情の取扱、関係部局の意見を確認するというのが、これは新しい風では三角マークがついているということで、まずちょっとその辺の確認をさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 このテーマ、菅原委員にお尋ねしますけれども、これを出させていただいたのは優先順位を決めるということで、議会改革の今期のテーマは31項目あると思うんですけども、全部やっていないところはもう一回協議していかなくてはいけないので、実施済み以外のところはやらなくてはいけないということなんですけれども、これは優先順位のところということでおろしいですよね。

菅原委員。

○菅原満委員 6月24日に配付されて継続協議になっているもの、継続するというものの中でもやるとしたら、こういう順番でやっていくことがよいのではないかというふうかということで、特にいろいろ検討しなければならない、議員間討議だとかありますけれども、これはでもやることで言つてきていることなので、最優先にやるべきこと。

あとは、うちのほうで考えて提出させていただいた内容の順番でやつていただければということですが、その辺は協議でまとまったもので進めていくということで提出させていただいたものです。

○吉田武司委員長 今テーマの20が入っていないということだったんですけれども、これはまたこれ以外にも進めていくということで認識いただければと思います。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 20番については今後ということで、6月24日に配られた中に入っていますので、そちらについては分かったんですが、新しい風の14番の三角のほうはどういうふうな感じなんでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 三角については、取りあえず現行どおりというような協議になっていたということで、継続して協議していく一般質問の時間とかありますけれども、今後まだ検討していく内容かなということで出させていただいている。取りあえず順番を振らしていただいている内容で検討していったらいかがかなということで出させていただいております。

あとは、もう実際には終わっているというような意味合いが三角はあります。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今の現状をちょっと私の中で考えたところ、今、新しい風・希望の方たちから出されている方向性というか、検討事項、協議順番というのは、私はこれでおおむね進めてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、これをどのように進めていくかというところだと、例えば、一番上の議員の通称使用のところだと、取扱規程等については会派に持ち帰って検討するというふうになっているので、まず初めに、この取扱規定を我々のほうで準備して、皆さんに必要な書類を御覧いただいた上で協議するという流れになるので、必要のある提案資料みたいなものを一度この場で検討した上で、次のスタートできるときに、しっかりとした資料が準備された上で協議できるという状態にしていくのがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 議員の通称使用について、今、住所は通称ですよね。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうですね。先ほどの通称使用のところは取扱規程を記載したものを作りのほうで準備するとか、あとはその次にある議員のハラスメント防止については、例えば条例案を用意してもらうとか、その協議において、何が今必要な資料なのかというのをこの場で確認

して、次回以降にそれぞれ提案会派がその資料を用意して議論するという流れをつくったほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 提案会派が責任を持って案を出していただくというのが一つありますけれども、継続して協議していくことなので、ほかの会派でも調べたことがあれば、それはそれで資料として出していただくのはいいのかなと。提案会派だけということじゃなく、ほかの会派でもこういうことを検討したらどうかとか、そういうものがあれば当然出していただくということはあっていいのかなというふうに考えております。

○吉田武司委員長 先ほど鎌田委員のほうから、おおむね新しい風・希望の会のテーマの順番でいいというお話があったんですけども、ちょっと確認したいんですが、一番左の協議順番のところで、三角のところはどういう意味なんでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほども述べたんですけども、以前の協議結果で従来どおりとするとか、そういうふうになっています。6月24日配付ということでありましたけれども、一応三角というのは、前回の協議の結果を見る限り、質問時間も従前話し合った結果、今現状にしましょうというふうにもなっているので、事実的には三角というよりも順番を付した内容でやっていくということになります。

いずれにしろ、議員間討議とか政治倫理条例の見直しだとか、時間がかかることがありますので、そういう内容でこの順番で進めていければと思いますが、あくまでもこれはこちらのほうの希望も含めての順番の提案ですので、ほかのところの会派の関係で進めていくというのが決まれば、それはさっきの話であった点数つけてどうというような話もありましたので、それはそれで提案、協議して決めればいいことなんじゃないでしょうか。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、新しい風・希望のテーマの順番については、おおむね了承いたしますけれども、緑風会からのテーマのところで、3番、21、7番が三角みたいになっているんで、こここのところ、最後のところでもいいんですけども、今、菅原委員からも話がありましたように、しっかりテーマに入れて進めさせていただければ、このテーマの順番でいいかなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 ちょっと2点ほど確認ですけれども、緑風会のほうからの3番の研修会及び視察、これについては新しい風のほうでは三角で、私もこちらについては、もう実施する方向で動いていただいて、準備して待っている状況でいいのかなという確認と、あと、4番目としている新しい風から出されている表の26、通年議会の導入のところなんですけれども、これに

については結構慎重に時間がかかるものかなと思いまして、私、公明党のほうでは21番目に出させていただいていて、通年議会の導入については、なかなか協議は早めに進めなければいけないと思うんですけども、4番目というところがちょっと、優先度はもう少し後かなというふうに思います。あとは大体、新しい風の順番づけでいいかなというふうに思っております。

○吉田武司委員長 今の研修会及び視察のところが進んでいるのかというところで、これはどうでしょうか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 議員の視察につきましては、前に所沢市議会を視察するというお話があったと思います。これを受けまして、事務局のほうで所沢市議会に打診をさせていただいて、一応、来年1月21日、水曜日の午後、受け入れていただけるという話でしたので、詳細についてはこれからになるんですが、日程のほうはそのような形で今進めているところです。

○吉田武司委員長 この研修会については、13番の新規事業の協議と、あと15番の先議専決処分案のところの研修になるんですよね。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 たしかそのように認識はしているんですが、今後また、先方とも協議していくべきだなというふうに思っているところです。

○吉田武司委員長 一応所沢市のように、1月に議員研修会で行くという計画になっているんですけども、そのところで13番、15番のところは研修をするということなので、その研修をしてからまた3番のところを協議すればいいのかなというふうに思いますけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先議専決処分の案件のところが話に出たので、ちょっと付け足しでお伝えしますと、先議のところについては、これは議会運営委員会で先議にするかどうかというところの判断は行われるので、実質的に何か改正したりとか、そういうことの必要性はないというところで、一定その先議の部分については結論が出たのかなというふうに思っています。多分この専決処分の案件のところは、やさしい未来へ歩む会のほうから出ているところだと思うんですけども、先議の部分については、一定の議論が終結したかなと思いますので、そこだけ誤解のないようにさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。 (午前10時27分 休憩)

再開します。 (午前10時34分 再開)

菅原委員。

○菅原満委員 各会派から順番については出されているので、そこで一致できる部分からスタートしていくということで、継続協議の部分はまだたくさん残されているので、まず共通点と一緒に協議しましょうということで、各会派で出されている共通点についてまず協議を進め、協議を進めながらさらにそれ以降の部分を決めていくという形で進めていければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 ただいま菅原委員のほうから、各会派から出された協議の順番の優先順位の進め方というところで、まずは一致するところから進めていき、その後はまた、各会派に持ち帰って協議して順次決めていくということというところでとの発言がありましたけれども、そのようにしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのようにしたいと思います。

それでは、優先順位、各会派から出されたところをいきたいと思います。

休憩します。（午前10時35分 休憩）

再開します。（午前10時43分 再開）

それでは、議会改革のテーマについての優先順位なんですけれども、以前からの議会改革のテーマ、ナンバー8の議員の通称使用についてを1番、ナンバー10の議員間討議を2番、ナンバー26の通年議会の導入を3番、ナンバー31の和光市議会議員政治倫理条例の見直しを4番としたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

異議がないので、そのように決定をさせていただきます。

また、このほかの順番については、各会派に持ち帰っていただき、改めて提案をしていただき、決定をしたいと思います。それでよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのようにしたいと思います。

10月以降、議会改革をメインとした議会運営委員会を月に1回開くこととしております。後日、本日の協議結果をまとめた資料を事務局からお配りしますので御確認ください。

今後の進め方ですが、1回につき2項目について、まず提案会派から説明していただき、各会派に持ち帰って検討していただきたいと思います。そして、その次に開催する議会運営委員会において質疑を行った上で、各会派から意見を伺い、協議することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのように進めていきたいと思います。

各会派におかれましては進捗状況に応じ、提案説明等の準備をお願いいたします。

議会改革については以上となります。

次に進みます。

その他として、議長の宗教行事への公務参加について、描写語の処理についてです。

8月21日の議会運営委員会において、議長から、市民の方から市長への提言としていただいた議長の宗教行事への公務参加について、描写語の処理について、各会派で御意見をまとめて、本日の議会運営委員会で報告をお願いしたい旨のお話がありました。

それでは、各会派から御意見等をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 宗教行事のほうは、基本的に誤解を与えるようなことがないようにと、今回のも公用車を使って行ったというところに端を発したのかなというふうに理解いたします。

私自身が議長のときは、県内での外部の会議等に出る際は極力、公共交通機関を使っていましたが、議長会関係は事務局長も一緒に行くこともあるなど、いろいろな関係がありますので、公用車を使用したということはございますが、基本的には原則、公共交通機関を利用して行っていました。

なおかつ、案内をいただいた際にも、議長として出席をするということであるので、誤解がないように、当然、憲法や法令等を十分しんしゃくした上で活動していましたので、その辺誤解のないようにやればいいということで、もし何かあるとすれば議長の判断なので、議長自身の責任において行うということでよろしいんじゃないでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も基本的には議長の責任において、どのように公用車を運用していくかというところについては進めていくべきかなというふうに思います。

また、宗教行事の参加においては、これが直ちに問題である、問題でないという判断は専門家でないとなかなか難しいのかなというふうに思うので、過去の事例等を踏まえて検討していくというのがよろしいんじゃないかなと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党のほうとしましても、お二人の議員がおっしゃったように、法律的、また憲法に関わる難しい問題でもありますが、議長の行動については、議長本人の判断にある程度任せられるものだと思います。議長として行動される際に事務局との連携もあると思いまして、専門家の意見等も必要になってくるものだと思いますが、基本的には議長の判断でというところになると思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、今回のことについては、公用車を使ったというところ、先ほど菅原委員、鎌田委員、伊藤委員からもお話がありましたけれども、そこが一番グレーというか、よくなかったのかなというふうに思います。

あとは、政教分離という原則の下、今後は議長が判断をして、議長の責任において判断をしていければいいのかなというふうにも思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

このことについては、今の皆さんのお見をまとめますと、案内が来たというときに、議長の判断で政教分離という原則の下、議長が判断をして議長の責任において出席をするというところでよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 議長の判断ですけれども、やはりそれは当然誤解を与えないということが原則で、議長のところにはいろいろな案内が来るかと思いますけれども、今回のようにその都度どうしましようかとなると、では、市民まつりの案内があるんですけれども、どうしましようかとか、どんどん広がっていってしまうので、先ほど委員長が言わされたとおり、やはりそこは議長として事務局と十分相談の上、きちんとした判断に基づいて行動していくべきだということです。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございませんか。

赤松議員から発言を求められました。

赤松議員の発言を認めます。前にどうぞ。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 さきの全協で、私たちの質問に対して安保元議長が答弁されましたけれども、それは答弁だけで終わっています。

まず最初に、今ここ議運だけでやられていますけれども、この問題は和光市議会の議長としてということは、私たち議員全員の長としての行動なので、ぜひ全協で私は討論していただきたいと思います。本当に行くべきか。

私の考えとしてはこれは大きな憲法違反であって、議長の判断であってもよくないと思っています。議長は議会の運営上、最高の権限がありますけれども、一歩外に出た場合、私たちの長としての肩書を持って外に出ていますので、それは、自分一人の判断でやるべきじゃないと思います。

特に、今回のこの議事は、埼玉県において前例もなく、また和光市の市議会の歴史上においても前例のないことをして、憲法を守る人たちから見ると、和光市がすごい汚点を、要するに議員としても汚点を残したことになっているわけです。やはりそこはしっかり討論して、市民に応えるべきだと思います。このままいくと、和光市は汚点を残すことに、議會議員としての私たちも含めて汚点を残すことになるので、全協でもう一度、議論だけじゃなくて、皆さんの意見を聞いて協議していただきたいと思います。

私はこれは間違ったことを議長がやっていると判断しています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 発言の趣旨について赤松議員にお伺いしてもいいですか。

まず、発言のところで、大きく2点あります。私は今回のものが直ちに憲法違反になるかどうかというところは専門家でも意見が分かれているところかと思いますし、これは何をもって憲法違反であるというふうにおっしゃられているのか伺いたいのが1つです。

また、もう一つが、過去に例のない行為だというふうな発言があったかと思いますけれども、例えば神社の例大祭だったりとか、様々な宗教行事に首長が参加されている事例というのは埼玉県内でもあります。こういったところも踏まえて、何をもって過去に事例がないとおっしゃっているのかお伺いしたいです。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 さいたま市の護国神社は靖国神社とつながる神社でございます。和光市内にある熊野神社だとか氷川神社だとか、地域に根差した神社と違って、そういう意味があります。これは私の考えですけれども、やはり多くの方が靖国に通じるものという考え方を持っていて、私もそこに通ずるものです。

今回のこのようなことを埼玉県議会でも全部調べてもらいました。案内や招待が来ても、申合せの中で挙げはしないという約束があり、埼玉県議会でも一度もなかったとのことです。和光市議会でも、菅原委員も主張されていましたけれども、過去にないことです。

それをさきの全協の中でも安保元議長が言っていますけれども、グレーだということを自分でも認めています。そういう意味でグレーであるけれども、私はブラックだという考えです。

○吉田武司委員長 菅原委員とか出している。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それは訂正します。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 勝手に個人の名前を出すということはやめていただきたいですし、地方自治法の関係もあるので、その辺は注意するように委員長からお願ひいたします。

○吉田武司委員長 赤松議員に申し上げます。

今の発言について訂正をお願いしたいと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 訂正というほど、先ほど菅原議員がしゃべったようにということで私がしゃべったわけですから、それは個人の名前が出ても悪意があるわけではなく、議会の中での話ですから訂正に値しないと思います。

○吉田武司委員長 菅原議員もというふうに、元議長の話のときにとおっしゃっていたので。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 分かりました。個人の名前を出したところは謝ります。申し訳ないです。訂正させていただきます。

○吉田武司委員長 また、議事録を精査してから、赤松議員にはしっかりと注意をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどの2点の質問内容にちょっとお答えになっていないかなと思いまして、まず1点目のところは、何をもって憲法違反であるというふうな御認識なのか。そこについて専門家でも分かれるところを憲法違反であるというふうに断言されたので、そこについての根拠を教えていただきたいというのが、まず1点目です。

2つ目が、先ほど埼玉県議会の事例を出して、過去に例のないことだというふうにおっしゃっていましたが、これはほかの首長であったりとか、様々なところでも例大祭に参加されてい

たりとかするケースというのは私は確認しているところです。何をもってその例がないことだというふうにおっしゃったのか教えていただきたいです。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 埼玉県議会は県会議員が遡って調べて、ないという返事をもらっています。

〔何事か言う人あり〕

○吉田武司委員長 憲法違反というふうに言い切っているところを。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 憲法違反の判断は弁護士にも、判断が分かれる人がいるかも分かりませんが、私は憲法違反だという私の主観で述べています。全部私の主観です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 お伺いしますけれども、根拠なく主観で憲法違反だと述べられたという理解でよろしいのか、確認させてください。

それともう一つが、埼玉県議会の確認のみをもって過去に例のことだと言ったというこの理解でよろしいかお伺いします。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私も埼玉弁護士会の憲法委員長にも相談し、昨日も憲法の著名な弁護士にも相談し、これは憲法に、政教分離に関わりますというふうな相談をしてきてています。

○吉田武司委員長 赤松議員に申し上げますけれども、今回のことについては、市民の方から前議長にちゃんとした説明をしろというところで、全員協議会を開いて説明がありました。その中でもいろいろと憲法についてだったり、いろいろな事例とかも話があったかと思います。また、いま一度議事録をしっかり読んでいただいて、発言していただければと思います。

今、赤松議員が言ったことは、ほとんど前議長の説明の中に入っていたかなというふうに私も記憶していますので、それをちゃんと精査していただければと思います。一応要望として伺っておきます。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 前議長も議会にそういうガイドラインがない中でグレーだということを自分でも述べて書かれています。

だから、今後、議会で議長中心に議会の新たなガイドラインを設ける、出席可否ができるかどうかというようなことを検討していただきたい、ということを書いていますね。だから、それでこれをやられているんだと私は思っていますから。

○吉田武司委員長 今の協議というのは、前議長が今後、議会運営委員会などでこういうことのないように協議をしてつくっていただきたいというところで、先ほど皆さんからお話をありましたとおり、今後こういう案内が来たときには、議長の政教分離の原則の下、議長の責任において判断をして行動することになりましたので、そこはそれで一応済んだのかなとい

うふうに思います。

あと、もう一回全員協議会に呼んで話をしようというのも、今はもう議員でないので、1回ここで責任というか、ちゃんとした説明をしていますし、全員協議会でもう質問も終わっています。その後、前議長がこのことについては、今後議会としてしっかりと何かしらのルール等を決めてくれというのを残していったことで、今話をしているということです。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 5月8日の全員協議会、その最後のところに、現在のところ、議長の宗教施設関連公務及び市外施設への参列基準に関するガイドラインは存在しておりません。今回の御指摘を踏まえ、今後の透明性向上策について、議会全体としての重要な検討課題として取り扱わさせていただきたいと考えております。これが前議長の最後の締めのところで書いています。そういうことで、こうやって議運はやっていたいているんですけども、やっぱり全体協議会、前の議長をお呼びするということではなくて、残された議員でやはりガイドラインをつくるなり、その協議は進めていくべきだと私は思います。

ただ、その中で私の意見としてはグレーじゃなくて、私の主觀としてはブラックなので、こういうことは二度と議員の中でやるべきではないと思います。

これを返すならば、鎌田委員に質問したいんですけども、あなたが議長で、もしこういう招待状が来た場合に行かれますか。出席されますか。

○吉田武司委員長 赤松議員、そのことについては先ほどこの議会運営委員会の中で皆さんのお意見で、今後そういう招待の案内が来たときには、議長が政教分離の原則の下、議長の責任で判断することになりました。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 けれども、議長が間違った判断したらいけないので、そこは考えないと。

○吉田武司委員長 そこで、一応皆さんに了承いただいて、そのところから、今の赤松議員のオブザーバーというか委員外議員の方からの発言を認めて、今こういう状況になっていますので。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 そういう話があったのは、会議録読んでいないので知らなかつたんですけども、やはり、今後二度とこういうことが起きないようにガイドラインまたは申合せをすべきじゃないでしょうかということです。

○吉田武司委員長 それは今、決定しました。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 やりますということですね。分かりました。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 確認なんですか？ でも、市民の疑惑を呼ばないような責任を持った議長判

断というところで一致したということだと思うんですが、前議長が提起をされたガイドライン等については、そこはつくったりする必要はなく、議長の責任で判断すべしという結論であるということですよね。だから、そこは必要ないと議運が判断をしたということでよろしいわけですね。

○吉田武司委員長 今皆さん、各会派からの意見でそういう意見だったので、そういうふうにまとめさせていただきました。

菅原委員。

○菅原満委員 議長の判断でどこへでも行ってもいいということではなくて、議長たるものはきちんと憲法だけではなくて、当然、地方自治法、会議規則、そのほかそういった法令をきちんと踏まえた上で、かつ、和光市議会議長としての行動をするということだということで、いわゆる議長公務のどこへ出席する、出席しないというところのガイドラインというのは、実質的にはつくりきれないで、つくってもやはり新たな課題が、書けば当然スクリプチャーというか、またそれに対する解釈が出てきてしまうということでいけば、それはもう今回でいけば、先ほども言いましたけれども、公用車まで使って行き、なおかつ議長ですよということを行ったと。あくまで、それが様々な誤解を生んでいったということなので、やはり議長としてしかるべき行動、あるいはどこかの行事に出席するときには、事務局とともに相談、あるいは当然法令だとか、そういうものもきちんと踏まえて出席をするんだということになったので、単に今、待鳥副議長が言われたように、ガイドラインはつくれず議長に任せることではないということです。補足になりますけれども、先ほどから委員長も繰り返し言っているとおりです。

○吉田武司委員長 ほかによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

あと、描写語についてはいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 描写語というのはきちんとある固有名詞なのかどうか、教えていただけますでしょうか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 描写語というよりも情景描写というふうな認識でございます。

こちらについては、市民からの市長への手紙の中で、本会議会議録上、議員が本会議場から退場しているのを受けて、市長が独り言を発したと思われる場面で、退場した議員について、その旨が掲載されていないことから、退場する者ありや何々議員退場等、描写語等を掲載するということについて、市民のほうから御意見を頂いているところです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的に議事録、記録、会議録については、正規に許可された者が発言すると

いうことになっていますが、やはりいろいろな発言、あるいは独り言、あるいは質疑中、質疑をしていない議員が自席で隣同士で、質疑の内容についてこそっと話した場合はそれを拾う場合があると。それを全部、言葉等起こす必要はないので、あくまで記録は正規にしゃべったものという趣旨からいけば、やはりあくまでも何事か言う者ありとかということで扱う、あるいは基本的には削除すると。正規の記録においてはどちらかであって、独り言を言う者を特定するということは、記録そのものに誰々が独り言を言ったと記録しないといけなくなるので、やはり、それはあくまでも何事か言う者ありというふうに整理するか、あるいは削除するか、どちらかしかないというふうに考えます。

また、その発言中で、いわゆる不穏当な発言等があれば、それは議長において整理するというようなことでいいというふうに考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私の考えとしては、例えばそういった何を記載し、何を記載しないかというルールは、地方自治法だったり様々な標準規則等で慣例となっていたりとかすることもあるんですけれども、一定は認められていて、ほかの自治体でも同様に行っていらっしゃるかなというふうに思います。

そういう事例をしっかりと見極めた上で、必要があれば変える必要がありますし、また、それにのっとった形で運用していくのがいいんじゃないかなと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 このことは以前も議会運営委員会のほうで話し合われたことだというふうに思っていますし、今、鎌田委員のほうから、ほかの事例とかも踏まえてというところもあるので、今後このことについては、議会改革の中のどこかのところにテーマを入れて、新たなテーマとして、またしっかりと協議していかなければなというふうにも思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 今回の件で、正規な発言でないものを扱うとなると、やはり問題が出てきてしまうということになりますし、正直に申し上げれば、私も時折、不規則の発言をさせていただいております。それは円滑な議事進行を促すためというふうに私自身は思っていますが、そういうものも全てきちんと拾っていくとなると、例えば、議長、きちんと質問と答弁の間を整理してくださいとまで書くとすると、正規の記録としてどうかなと考えれば、何事か言う者ありで整理していくと。ほかのところでも会議録の調整の規定を定めているところがあるので、そういったところも決めて確認していくと。会議録あるいは記録を作るときにどこまで言葉遣いを整文していくのか、例えば、こうなつちやってとか、んー、あのーとかと言う場合もありますし、それも整文するのかしないのか、言い回しとしてきちんと残すのかや、片仮名語、いわゆる外来語の表記をどうするのかとか定めているところもあるようなので、先ほどほかの委

員が言わされたとおり、その辺も含めて検討していくと。

ただ、うちとすれば、何事か言う者ありを正規の記録として扱うというのは、問題であるので、残す方向ではなくて何事か発言する者ありで扱っていくということでいいのかなというふうに考えます。仮に入れるとしたらということです。

〔何事か言う人あり〕

○吉田武司委員長 先ほどもうそこのところはもう終わってしまっているので、大変申し訳ないんですけども、戻ることはできません。もうそのときには進んでいましたので、発言中だったんですよ。

今、吉田活世議員のほうから、委員外議員としての発言を求められたんですけども、発言の内容が先ほどの議長の公務のことというところで、もう協議が終結していますので発言を認めないとということで、発言を許可しないことにいたしました。

描写語については、いかにしましょうか。今のところでは、これからまた事例を見てやっていくというほうがいいというものがあるので、議事録の表記についてですので、議会改革の中でこのことも追加して、慎重に協議していきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 御提案なんですかね、例えば、議長会とかそういったところに、描写語の処理についてどのように行われているのかというところを議会事務局のほうから御確認いただきたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 こちらにつきましては事務局のほうで、準備させていただきます。

○吉田武司委員長 それでは、事務局のほうで、またほかの議会のことも調べていただければと思います。

このことについては、いま一度、議会運営委員会で話し合うということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、事務局に調査していただいて、そのことを踏まえて、いま一度、議会運営委員会で協議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、そのように決しました。

次に、次回の会議等の予定を確認します。

10月16日、木曜日、9時30分から議会運営委員会を開き、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。御出席くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、8月21日の議会運営委員会において、11月25日、火曜日の議会運営委員会の開催時間を9時30分からと申し上げましたが、開催時間を午後1時15分に変更となりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 議会棟のアンケートについて何か今やられているというところで来たんすけれども、これは議長のほうに、議会としてもう一度アンケートを取ってくれというのは、依頼は来ているんでしょうか。

○伊藤妙子副委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 議長宛てには来ておりません。

訂正いたします。直接お話は伺っていないんですが、議長報告として議長宛てでいただいたいるという状況です。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 前回も議会棟の1階については、議会として各会派から要望を出したと思うんですけども、いま一度要望を取って、このアンケートに沿って向こうにまた伝えるということはできないんでしょうか。

前回は各会派から議会棟の1階をどういうふうに活用したらしいかという提案をしたと思うんですけども、今回また、議会活用についてアンケートを取っているので、議会としても、いま一度提案をしたほうがいいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○伊藤妙子副委員長 休憩します。（午前11時26分 休憩）

再開します。（午前11時37分 再開）

小嶋議長。

○小嶋智子議長 議会のほうにもきちんともう一度説明していただくことで、執行部のほうと調整を進めていきたいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかにございませんか。

[「なし」という声あり]

なければ、本日の記録及び公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時38分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司